

石綿調査者 実務経験証明書

(※受講資格区分2～9及び11の方は枠内に記入押印いただき、アップロード又は郵送してください。)

予約番号	web予約の方のみ	受講者名	
受講資格区分番号	※2ページ目参照	実務経験年数	年
記載内容については、相違ないことを証明します。			
年 月 日			
所在地			
事業者証明 会社名			
証明者職名・氏名			
印			
<ol style="list-style-type: none">1 該当する受講資格欄ごとに経験年数、実務経験等の年数を記載して下さい。2 記載した受講資格及び経験年数等について、下欄により事業主の証明を受けて下さい。 なお、受講資格が確認できる場合は、この様式以外の書面を添付していただいても結構です。3 経験年数等証明書その他、受講資格ごとに、受講申込書に添付する書類や証明書が異なります。 2ページ目の「受講申込必要書類等 一覧表」を確認して、添付漏れの無いようにご注意下さい。			

受講申込必要書類等 一覧表

受講資格証明の方法等について

- ①実務経験年数・従事経験年数については、所属事業場の事業主、上司等による証明が必要となります。
 ②経験年数については、申込書作成時以降も実務・従事が継続される見込みの場合、講習会の開催月まで積算した年数とすることができます。
 ③受講資格区分により添付が必要な書類が異なります。受講資格区分別の必要書類については、【必要書類】を参照して下さい。

受講資格 区分番号	受講資格(学歴・職歴、資格等)	実務経験年数 必要書類(添付が必要な証明書等)
1	石綿作業主任者技能講習を修了した者	実務経験年数不問 【必要書類】 石綿作業主任者技能講習 修了証の写し
2	学校教育法による大学(短期大学を除く。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数:2年以上 【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1) 実務経験証明書(※2)
3	学校教育法による短期大学(修業年限が3年であるものに限り、同法による専門職大学の3年の前期課程を含む。)において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程(夜間において授業を行うものを除く。)を修めて卒業した者(専門職大学の前期課程にあつては、修了した者)	卒業後の建築に関する 実務経験年数:3年以上 【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1) 実務経験証明書(※2)
4	「2」に該当するものを除き、学校教育法による短期大学(同法による専門職大学の前期課程を含む。)または高等専門学校において、建築に関する正規の課程又はこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数:4年以上 【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1) 実務経験証明書(※2)
5	学校教育法による高等学校または中等教育学校において、建築に関する正規の課程またはこれに相当する課程を修めて卒業した者	卒業後の建築に関する 実務経験年数:7年以上 【必要書類】 卒業証明書又は卒業証書の写し(※1) 実務経験証明書(※2)
6	「2～5」に該当しない者(学歴不問)	建築に関する 実務経験年数:11年以上 【必要書類】 実務経験証明書(※2)
7	労働安全衛生法等の一部を改正する法律(平成17年法律第108号)に規定する改正前の労働安全衛生法別表第18条第22号に掲げる特定化学物質作業主任者技能講習を修了した者	石綿含有建材の調査に関して 実務経験年数:5年以上 【必要書類】 作業主任者技能講習修了証の写し 実務経験証明書(※2)
8	建築行政に関する者	建築行政に関する 実務経験年数:2年以上 【必要書類】 実務経験証明書(※2)
9	環境行政(石綿の飛散の防止に関するものに限る)に関する者	環境行政に関する 実務経験年数:2年以上 【必要書類】 実務経験証明書(※2)
10	産業安全専門官若しくは労働衛生専門官、産業安全専門官若しくは労働衛生専門官であった者	実務経験年数による制限はありませんが、在官したことの証明が必要です。 【必要書類】 上記を証明する書類
11	労働基準監督官として従事した経験を有する者	労働基準監督官としての 実務経験年数:2年以上 【必要書類】 実務経験証明書(※2)

※1 卒業証明書又は卒業証書の写しで、建築学に関する学科が明記されていない場合は、履修科目証明書、若しくは成績証明書を併せて添付して下さい。受講資格番号3で、専門職大学前期課程修了の場合は、修了証明書と読み替えて下さい。

※2 事業者が受講資格の実務経験又は従事経験を満たしていることを証明できる任意の書面でも結構です。受講資格確認のため証明書類の原本を確認させていただく場合があります。また、追加書類の提出をお願いする場合があります。提出していただいた書面で受講資格が確認できない場合は、受講をお断りすることがあります。